

綱紀委員会運営規程

平成 27 年 12 月 18 日制定
令和 5 年 2 月 17 日一部改正

会長は、定款第 53 条の規定に基づき公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会（以下「当協会」という。）綱紀委員会運営規程を理事会の決議を経て、次のように定める。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、綱紀委員会の運営について必要な事項を定め、もって倫理規程ならびに懲戒規程の適用及び定款第 11 条に規定される会員の懲戒に係る総会の決議に資することを目的とする。

（綱紀委員会の設置）

第 2 条 常設委員会規程第 2 条に従い、当協会に綱紀委員会（以下「委員会」という。）をおく。

2 委員会は常設委員会とする。

（公正・秘密の保持）

第 3 条 懲戒は、定款第 11 条の定めるところにより、公正かつ適正に行わなければならない。

2 委員会の委員として懲戒に関する調査、審査に関与した者は、職務上知り得た秘密を正当な事由なく他に洩らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第 2 章 懲戒

（委員会）

第 4 条 委員会は、倫理規程及び懲戒規程ならびに法令等に従って、その職務を誠実に行わなければならない。

（一事不再理）

第 5 条 すでに懲戒の手續が行われた懲戒事業と同一の懲戒事案（以下「再懲戒事案」という。）については、再度の懲戒の手續を行わない。

2 前項にかかわらず、再懲戒事案に該当するか否かが明らかではない場合、会長は、委員会に対して、その調査を命じることができる。

3 懲戒の手續の過程で再懲戒事業であることが判明した場合、委員会においては会長に報告し、また、会長においては懲戒の手續を終了させる。

(懲戒の審査)

第6条 会長は、委員会が懲戒規程第6条に規定される調査により会員を懲戒することを相当と認めたときは、総会の決議を求めなければならない。

(懲戒手続の停止)

第7条 懲戒事業が、次の各号の一に該当する場合、原則として、懲戒の手続を停止し、各号記載のときから懲戒の手続を進行させることができる。

- (1) 懲戒条件が、不動産鑑定評価その他不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。）が不動産の価格について意見を記述した文書に関する内容である場合で、かつ、訴訟係属中の民事裁判手続又は刑事裁判手続において同文書の内容の評価（証拠力）が争われている場合、同裁判の判決が確定するか、又は、認諾、請求放棄、取下げ、和解等により当該訴訟手続が終了するまで。
- (2) 懲戒案件が、前号以外の場合、同懲戒事案と争点を一部又は全部を同じくする民事裁判手続又は刑事裁判手続が継続している場合、同裁判の判決が確定するか、又は、認諾、請求放棄、取下げ、和解等により当該訴訟手続が終了するまで。
- (3) 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下「連合会」という。）が懲戒案件の審査を開始した場合で、同審査の結果に基づき、懲戒処分が行われることが確定するまで。
- (4) その他、上記ないし上記に類する状況にあると認める場合、その状況が終了するまで。

(審議の継続)

第8条 懲戒規程第14条の規定にかかわらず、懲戒の手続開始後に、懲戒の手続に付された会員が退会した場合であっても、懲戒の手続を行うことができる。

(公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会等との協力・連携)

第9条 委員会において、懲戒事案に係る調査及び審査を行うに際しては、必要に応じて、連合会及び事案に係る対象不動産が存する不動産鑑定士の団体会員たる各都道府県士協会（以下「関連する士協会」という。）と協力して調査及び審査を行うものとする。

- 2 会長は、懲戒規程第6条に基づく調査を命じた場合には、連合会及び関連する士協会に対し、その事実を通知するものとする。
- 3 懲戒規程に基づく懲戒の手続に関する情報については、会長を通じて、本会当協会から連合会及び関連する士協会に対して提供を行う。
- 4 当協会において、会員の懲戒の手続を行った場合には、審査結果等を連合会及び関連する士協会へ報告する。

第3章 委員会

(委員会の職務)

第10条 委員会は、懲戒規程及び本規程に定められた調査を行うほか会員の網紀保持に関する事項をその職務とする。

(委員会の構成)

第 11 条 委員会は会員である委員並びに第 13 条で定める専門委員で構成する。

- 2 委員の総数は 15 名以内とし、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 委員長及び副委員長は、原則として、委員会委員の互選により定め、会長が委嘱する。
- 4 第 13 条第 2 項で選任された専門委員は、当該事案の審議に際しては委員として委員会における議決権を持つものとする。

(委員長及び副委員長の職務)

第 12 条 委員長は、委員会を招集してその議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を行う。

(専門委員)

第 13 条 委員長は、第 11 条の委員以外の会員、又は、弁護士及び会員以外の学識経験を有する者を専門委員として指名することができる。

- 2 委員長は、連合会及び関連する士協会に所属する会員の内から、原則として、連合会及び同士協会の推薦に基づき、専門委員を任命することができる。
- 3 専門委員の任期は、担当する事業の調査が終了する時までとする。

(任期)

第 14 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は 2 回までを妨げない。

- 2 委員長の再任は 2 回までとする。なお、委員長に選任される以前の委員の任期は算入しない。
- 3 前二項の任期の始期は、会長がこれを定める。
- 4 委員は、その任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員の除斥)

第 15 条 委員は、自己又は自己と特別の利害関係を有する者に関する事案若しくはその他審議の公正を疑われるおそれのある事案について除斥される。

(委員の忌避)

第 16 条 被請求者は、委員が審議の公正を害するおそれがあると認めるときは忌避の申立をすることができる。

(委員の回避)

第 17 条 委員は、審議の公正を疑われるおそれのあるときは、委員会の承認を得てその事案から回避することができる。

(定足数)

第 18 条 委員会は、構成員総数の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

2 第 15 条、第 16 条及び第 17 条の規定による者は、前項の総数及び出席者数に算入しないものとする。

(代理出席の禁止)

第 19 条 委員及び専門委員は、委員会に代理人を出席させることができない。

(議決)

第 20 条 委員会の議決は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(議決事項の報告及び総会決議)

第 21 条 委員長は、懲戒処分に関する議決をしたときは委員会の議決事項に理由を付して会長及び理事会に書面をもって報告し、総会の決議事項としなければならない。

2 委員長は、懲戒処分に関する議決について、会長及び理事会の助言を求めることができる。

(事情聴取)

第 22 条 懲戒規程第 6 条の適用に際して、被請求者が弁明を申し出た場合には、委員会は弁明を聞かなければならない。

2 委員会は、必要に応じ被請求者に対して弁明を書面により提出するように命じることができる。

(陳述又は弁護)

第 23 条 懲戒規程第 10 条の適用に際して、委員長は、審査にあたって会員又は弁護士及び会員以外の学識経験者の意見を徴求することができる。

(鑑定)

第 24 条 委員長は、懲戒規程第 8 条の適用に際して、鑑定を委嘱することが必要であると認めた場合の鑑定の報酬は、当協会の負担とする。

(資料の提出)

第 25 条 委員会は、懲戒規程第 9 条の適用に際して、求められた資料の提出を拒む被請求者は、定款第 11 条第 5 号に該当する者とし、懲戒することができる。ただし、この場合、第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定は適用しない。

(委員会の非公開)

第 26 条 委員会は、これを非公開とする。

第4章 補則

(役員としてふさわしくない行為に関する手続)

第27条 当協会の役員が役員としてふさわしくない行為を行ったときはこの規程を準用する。

(不当な鑑定評価等に対する措置の要求等)

第28条 会長は、当協会で実施した懲戒処分が、次の各号に該当する場合には、「不動産の鑑定評価に関する法律」第42条に基づき、連合会及び国土交通大臣に対し、資料を添えてその事実を報告し、適切な措置を求めることとする。

(1) 不動産鑑定士が不当な鑑定評価等を行った場合

(2) 懲戒の審査事案が不動産鑑定評価制度の社会的信頼を失墜させるものであつた場合

2 当協会において行った会員の懲戒処分について、連合会及び国土交通省から情報提供の要請があつた場合には提供するものとする。

(雑則)

第29条 本規程の施行に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。

2 本規程の施行に関し、前項以外の懲戒の手続に係ることで必要な事項は、理事会の決議を経て、会長がこれを定める。

附 則(平成27年12月18日制定)

この規程は、平成27年12月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年2月17日から施行する。